

2009年2月16日

米国編：移転価格税制 - 激変する業績への対応**英国編：税制改正の動向と日系企業へのインパクト**

拝啓 時下ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、下記のとおり国際税務セミナー（米国編と英国編）を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本セミナーへのお申し込みは、お手数ですが下記のオンラインフォームからお願いいたします。
ご希望のセッションのみの参加も可能となっています。

ご多忙中とは存じますが、ご参加賜りますようお願い申し上げます。

敬具

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
パートナー 林 幹

PwC 国際税務セミナー

日 時: 2009年3月6日(金) 13:00から18:30 (12:30開場)

プログラム: 12:30 ~ 13:00 受付
13:00 ~ 16:00 第一部 米国編
移転価格税制実編 - 激変する業績への対応
不況下における実務的な移転価格対策
16:00 ~ 16:20 休憩
16:20 ~ 18:30 第二部 英国編
英国税制改正の動向と日系企業へのインパクト
最近の判例の実務へのインパクト

* 各セッションの詳細は、次のページをご参照ください。

会 場: 霞が関ビル 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
17階研修室
(千代田区霞が関3-2-5 電話 03-5251-2400)

定 員: 50名

参加費: 第一部・第二部ともにご参加の場合: 5,000円(税込)
第一部か第二部のいずれか一方にご参加の場合: 3,000円(税込)

*参加費は、当日受付にて現金でお支払いください。領収証を発行いたします。

*請求書の発行が必要な場合は、お申し込みの際にお申し出ください。

お申し込み <http://www.pwc.com/jp/tax/seminar>

上記当法人ホームページのオンラインフォームよりお申し込みいただけます。

- お申し込み受付後、受講確認のEメールをお送りいたします。
- お申し込み多数の際は、定員になり次第お申し込みを締め切らせていただきます。
- 1社で複数名のお申し込みの場合、ご出席人数を調整いただくことがございますので、ご了承ください。

プログラム紹介

第一部 米国編 13:00～16:00

日米移転価税制実践セミナー ～「激変する業績への対応」～

現在各国における移転価格税制の執行は、子会社に一定の営業利益を保障するTNMM法やCPM法が主流となっており、日系企業においてもその例外ではありません。一方で、昨年サブプライム問題を契機に、米国は現在1930年代の大恐慌以来の不況に直面し、連結企業収益が大幅に悪化していることから、子会社に今までどおりの利益を確保させることは難しくなっています。

かかる状況下、多くの企業から既存のTNMM法やCPM法の有効性と現実性について、疑問視する声が上がってきています。しかしながら、規則に沿って移転価格の妥当性を十分説明できなければ、大きな課税リスクを抱えることとなるため、合理的な移転価格算定方法の見直しが企業にとっての喫緊の課題となりつつあります。

本セミナーでは、元内国歳入局員を含む日米の移転価格問題にかかわる豊富な経験を有するメンバーを米国から招き、日米両国の視点から、既存のTNMM法やCPM法の修正等、大幅な経済状況の変化に対応し得る様々な考え方をご紹介します。

(講師)

PwC米国ファーム	ワシントンD.C.事務所	Richard F. Barrett	(パートナー)
		Gregory J Ossi	(パートナー)
		筒井 俊一	(マネージングディレクター)
	ロサンゼルス事務所	Nick Raby	(パートナー)
税理士法人	プライスウォーターハウスクーパース	高橋 輝行	(パートナー)

* 英語講演部分は、日本語で簡単な解説を行います。

第二部 英国編 16:20～18:30

英国税制改正の動向と日系企業へのインパクト

英国政府は、2009年税制改正案を含むプレバジェット・レポートを昨年末に発表しました。その改正事項は本年4月より適用予定となっています。本セミナーでは、当該改正内容の中でも、特に対英投資を行っている日本企業にとって大きな影響を及ぼすと思われる海外配当非課税制度および利子等損金算入制限制度を中心に解説を行います。また、最近話題となっているFII GLO訴訟(過年度に受領した一定の海外子会社からの配当を英国で非課税扱いとした訴訟)やフレミング訴訟(一定のインプットVATを還付可能とした訴訟)を紹介し、日本企業にとりどのようなメリットが生じるのかを解説いたします。

英国税制改正の動向と日系企業へのインパクト

- ・海外配当非課税制度の導入、利子等損金算入制限制度の導入
- ・パラグラフ13(租税回避防止規定)の改定

最近の判例の実務へのインパクト

- ・FII GLO訴訟とその影響、フレミング訴訟とその影響

(講師)

PwC英国ファーム	ロンドン事務所	佐藤 穰治	(パートナー)
		金 保仁	(ディレクター)